

# 施設基準 (2026年1月現在)

地域歯科診療支援病院歯科初診料	BRCA1／2遺伝子検査	舌下神経電気刺激装置挿込術	脛脛鏡下十二指腸部所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
歯科外来診療安全対策加算2	がんゲノムプロファイリング検査	角結膜悪性腫瘍切除手術	骨盤内悪性腫瘍及び腰腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
歯科診療特例対応連携加算	先天性性器異常症検査	角膜移植術(内皮移植加算)	パルーン閉塞下進行性経静脈的塞栓術
歯科外来診療感染対策加算4	抗体アレルギー疾患ウイルス9型(AAV9)抗体	羊膜移植術	腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術(胆囊床切除を伴うもの)
医療DX推進体制整備加算	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)	線内障手術(線内障治療用インプラント挿入術(フレート有))	胆管悪性腫瘍手術(脾臍十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1、精神病棟13対1)	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジエナタイプ判定)	線内障手術(線内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術用眼内ドレーン挿入術))	体外衝撃波胆石破砕術
救急医療管理加算	ウイルス・細胞核酸多項目同時検出	線内障手術(透過胞再建術(needle法))	腹腔鏡下肝切除術
超急性期脳卒中加算	ウイルス・細胞核酸多項目同時検出(酵液)	毛細血管凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る。)	腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
診療録管理加算1	医師事務作業補助体制加算(1(20対1))	網膜血管組織を含む心硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるもの)
急性期看護補助体制加算(25対1 看護補助者5割以上)	国際標準検査管理加算	網膜再建術	生体部分肝移植術
看護職員夜間配置加算1(12対1)	遺伝カウンセリング加算	経耳道の内視鏡下鼓室形成術	同種死体肝移植術
療養環境加算	遺伝性腫瘍カウンセリング加算	植込型骨導補聴装置(直接振動型)挿込術、人工中耳挿込術、人工内耳術	体外衝撃波胆石破砕術
重症者等療養環境特別加算	心臓カーテルによる諸検査の血管内内視鏡検査加算	植込型骨導補聴装置移除術及び植込型骨導補聴装置交換術	腹腔鏡下胆囊腫瘍摘出術
無菌治療室管理加算1、2	時間内歩行試験及びシマットウォーキングテスト	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型・拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頸蓋窓郭清、再建を伴うもの)	腹腔鏡下胆管部腫瘍切除術
放射線治療室管理加算(治療用放射性同位元素による場合) 密封式給源による場合)	耳鳴心エコーア	内視鏡下喉頭悪性腫瘍手術(歎口部悪性腫瘍手術を含む。)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下胆管部腫瘍手術及び腹腔鏡下胆管中央切除外
緩和ケア診療加算	ヘッドアーバイリティ試験	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下胆管部腫瘍切除術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
人工耳鳴検査、人工耳膜療法	人工耳鳴検査、人工耳膜療法	内視鏡下注入術(ボリス・スズ毒素によるもの)	同種死体耳膜移植術
小児緩和ケア診療加算	長期期続続部内脳波検査	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	生体部分小腸移植術
精神科応急入院施設管理加算	長期脳波ビデオ同時記録検査1	喉頭形成手術(甲状腺軟骨固定用器具を用いたもの)	同種死体小腸移植術
精神科入院時医学管理加算	終夜睡眠ボリグライマー(安全精度管理下で行うもの)	喉頭形成手術(甲状腺軟骨固定用器具を用いたもの)	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
精神科身体併存症管理加算	脳波検査判断料1	上頸骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(医科)(歯科)、下頸骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(医科)(歯科)	腹腔鏡下胆管部腫瘍切除術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
精神科リソソーム加算	神経学的検査	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下セバドウ甲状腺全摘出(垂体摘出)	内視鏡的小腸ポリープ切除術
浜食障害入院医療管理加算	補聴器適合検査	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下セバドウ甲状腺全摘出(垂体摘出)	腹腔鏡下副腎摘出手術(内視鏡手術用機器を用いるもの)及び腹腔鏡下副腎腫瘍摘出手術(褐色細胞腫)(内視鏡手術用機器を用いるもの)
栄養サポートチーム加算	黄斑症内網膜電図	鏡視下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下セバドウ甲状腺全摘出(垂体摘出)	腹腔鏡下副腎形成術
医療安全対策加算1	全視野網膜網膜電図	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下セバドウ甲状腺全摘出(垂体摘出)	腹腔鏡下副腎形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(医科)(歯科)
感染対策向上加算1	ロービジョン検査判断料	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
感染対策向上加算1(抗菌薬適正使用体制加算)	内服・点滴説明試験	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
患者サポート体制充実加算	経気管支鏡検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
重症患者初期支援充実加算	有床義歎咀嚼機能検査1のイ	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
褥瘍ハイスリスク者ケア加算	有床義歎咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
ハイリスク延滞管理加算	有床義歎咀嚼機能検査2のイ	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
ハイリスク分院管理加算	有床義歎咀嚼機能検査2のロ及び咬合腔検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
術後疼痛管理チーム加算	精密触覚機能検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
後発希望品使用体制加算2	睡眠時無呼吸症検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
ハイオ後続品使用体制加算	画像診断管理加算4	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
病棟業務実施実施加算1、2	歯科画像診断管理加算1、2	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
病棟業務実施実施加算(薬剤業務向上加算)	遠隔画像診断	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
データ提出加算2	ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
入院支援実施料1、3	ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)※ロ イ以外の場合	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
精神科入院時医学管理加算	CT撮影及びMRI撮影	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
せん妄ハイリスク患者ケア加算	冠動脈CT撮影検査	乳頭腫瘍画像ガイド吸引術(一連につき)(MRIによるもの)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
精神科延滞管理加算	外傷全身CT加算	乳頭腫瘍画像及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
排卵自立支援加算	心臓MRI撮影加算	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
地域医療体制確保加算	乳房MRI撮影加算	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
救命急救・院内急救3・2の精神疾患診断治療初回加算イ	小児頸静脈MRI撮影加算	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
特定集中治療室管理料1	頭部MRI撮影加算	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心臓併合切除を伴うものに限る。))	腹腔鏡下直腸切除外切術(切除外術、低位前方切除外術及び切断術に限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
ハイケア入院トト院医療管理料1	全身MRI撮影加算	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心臓併合切除を伴うものに限る。))	人工肛道括約筋補助・置換術
新生児特定集中治療室対応体制強化管理料	抗生素内服管理加算	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	精液温存手術
総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児集中治療室管理料)(新生児集中治療室管理料)	外來化粧法加算1	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用機器を用いるもの)
新生児治療後復室入院医療管理料	小児頸静脈MRI撮影加算	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用機器を用いるもの)
一類感染症患者入院医療管理料	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用機器を用いるもの)
小児入院医療管理料2(保育士2名以上)・注7の養育支援体制加算	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	腹腔鏡下直腸切除外切術
看護職員効率改善評価料65	呼吸器リハビリテーション料	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)	胎光腔鏡・半腔鏡シャント術
ウイルス疾患指導料	耳鼻咽喉科耳鼻咽喉科検査	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)	体外式膜型人工肺装置
外来栄養食指導料の注2、注3に規定する基準	児童患者期支援指導料	胸腔鏡下形成術及び胸腔鏡下弁置換術	医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1
糖尿病合併症管理料	早期診断体制充実加算	経皮的冠動脈形成術(特殊チテールによるもの)	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌候群患者に対する乳房切除外術に限る。)(遺伝性乳癌卵巣癌候群患者に対する子宮附属性腫瘍摘出術)
がん性疼痛緩和指導管理料・注2の難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	認知療法・認知行動療法1	経皮的冠動脈形成術(経チテールによるもの)	輸血管理料 I
精神科料	精神科料	不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)	貯留式自己血輸血管理料
精神科急性入院医療管理料	精神科料	不整脈手術 左心耳閉鎖術(経チテールによるもの)	コーディネート体制充実加算
精神科入院時医学管理加算	精神科料	自己生体組織接着剤成術	自己生体組織接着剤成術
救命急救・院内急救3・2の精神疾患診断治療初回加算イ	頭部MRI撮影加算	磁気ナビゲーション	自己クリオラジビリテート作製術(用手法)
特定集中治療室管理料1	全身MRI撮影加算	ベースマーカー移植術及びベースマーカー交換術	同種クリオラジビリテート作製術(用手法)
ハイケア入院トト院医療管理料1	全身MRI撮影加算	ベースマーカー移植術及びベースマーカー交換術(リードレスベースマーカー)	人工肛門・人工肺設置術前加算
新生児特定集中治療室対応体制強化管理料	抗生素内服管理加算	食道拡張術(穿孔・損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸乳頭・乳頭閉鎖術、胃腫瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、胃瘻瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎瘻瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児集中治療室管理料)(新生児集中治療室管理料)	外來化粧法加算1	食道拡張術(穿孔・損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸乳頭・乳頭閉鎖術、胃腫瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、胃瘻瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎瘻瘍閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
新生児治療後復室入院医療管理料	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
一類感染症患者入院医療管理料	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児入院医療管理料2(保育士2名以上)・注7の養育支援体制加算	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	胎光腔鏡・半腔鏡シャント術
看護職員効率改善評価料65	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	体外式膜型人工肺装置
ウイルス疾患指導料	耳鼻咽喉科耳鼻咽喉科検査	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌候群患者に対する子宮附属性腫瘍摘出術)
外来栄養食指導料の注2、注3に規定する基準	児童患者期支援指導料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	輸血管理料 I
糖尿病合併症管理料	早期診断体制充実加算	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	貯留式自己血輸血管理料
がん性疼痛緩和指導管理料・注2の難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	認知療法・認知行動療法1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	コーディネート体制充実加算
精神科料	精神科料	不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)	自己生体組織接着剤成術
精神科急性入院医療管理料	精神科料	不整脈手術 左心耳閉鎖術(経チテールによるもの)	自己生体組織接着剤成術
精神科入院時医学管理加算	精神科料	不整脈手術 左心耳閉鎖術(チリドード用いるもの)	自己クリオラジビリテート作製術(用手法)
救命急救・院内急救3・2の精神疾患診断治療初回加算イ	頭部MRI撮影加算	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	同種クリオラジビリテート作製術(用手法)
特定集中治療室管理料1	全身MRI撮影加算	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	人工肛門・人工肺設置術前加算
ハイリスク延滞管理料	外來化粧法加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
糖尿病延滞管理料	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則の5に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
婦人科料	婦人科料	胸腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)	腹腔鏡下直腸切除外手術(内視鏡手術用機器を用いる場合)
小児運動器疾患指導管理料			